

茨木市人権問題に関する市民意識調査 ご協力をお願い

市民の皆様には、日頃より市政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

茨木市では、令和5(2023)年3月に改定した「第2次茨木市人権施策推進計画」が令和8(2026)年度に計画期間を終えることから、新たに、「第3次茨木市人権施策推進計画」の策定を進めております。社会情勢の変化や、人権をとりまく環境の変化に対応していくため、計画全般の見直しを行い、より効果的な人権施策の推進に取り組んでいきたいと考えております。

つきましては、本市にお住まいの皆様の人権問題に関するご意見・お考えをお尋ねし、計画の策定の基礎資料として活用したいと考えております。

この調査では、本市在住の18歳以上の方の中から無作為に2,000人を選ばせていただきました。調査でご記入いただいた内容は、すべて統計的に処理いたしますので、個々の回答内容を公表することや、調査目的以外に使用することはございません。

お忙しいところお手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

令和7(2025)年11月

茨木市長 福岡 洋一

ご記入に当たってのお願い

※封筒宛名のご本人様をご記入ください。ご本人様が記入できない場合は、代理の方がご本人様の意思に基づいて、ご回答くださいますようお願いいたします。

※回答は当てはまる番号を○で囲んでください。設問ごとに「○は1つ」「あてはまるものすべてに○」等、それぞれ指定されていますので、ご注意ください。

郵送でご回答いただく場合

※ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒にて、11月28日(金)までにご返送ください。

Web調査でご回答いただく場合

※右下の二次元コードを読み取るか、以下URLにアクセスし、画面の指示に従ってご回答ください。

なお、回答の際にデータ通信料がかかりますので、ご承知の上ご協力ください。

- 調査専用画面 URL : <https://logoform.jp/form/2Qoq/1280518>
- 調査専用画面に入るためには、認証コードが必要です。
このページの右下に記載されている認証コードを入力して調査画面に入ってください。
- 認証コードは郵送による回答との重複を防ぐために付与されるもので、これにより個人が特定されるわけではありません。



調査について、又は記入上不明な点がございましたら、下記まで遠慮なくお問い合わせください。

茨木市役所 市民文化部 人権・男女共生課
(Human Rights and Gender Equality Division)

TEL: 072-620-1640 FAX: 072-620-1725 E-mail: jinken@city.ibaraki.lg.jp

認証コード

1 人権問題や差別についての考え方についてお聞きします

問1 一般的に「差別」というものについて、あなたはどのような考えをお持ちですか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 そう思う	2 どちらかといえば そう思う	3 どちらかといえば そう思わない	4 そう思わない	5 わからない
(1) 思いやりやさしさをみんなが持てば人権問題は解決する	1	2	3	4	5
(2) 差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ	1	2	3	4	5
(3) 差別問題に関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	1	2	3	4	5
(4) 差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い	1	2	3	4	5
(5) 差別をなくすために、行政は努力する必要がある	1	2	3	4	5
(6) どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ	1	2	3	4	5
(7) 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ	1	2	3	4	5
(8) 差別をなくすために、一人ひとりが人権を自分事で考えることが必要だ	1	2	3	4	5
(9) 差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる	1	2	3	4	5

問2 あなたは、以下の人権問題の内容を知っているか、また、関心があるか、あまり悩まず直感でお答えください。(A、Bそれぞれあてはまるもの1つに○)

	A. 認知度			B. 関心度				
	1 内容まで知っている	2 聞いたことがあるが 内容まで知らない	3 知らない	1 非常に ある	2 どちらかといえ ば	3 ふつ つ	4 ない どちらかといえ ば	5 全く ない
(1)女性の人権問題 (例:性別役割分担意識、DV)	1	2	3	1	2	3	4	5
(2)こどもの人権問題 (例:いじめ、虐待、ヤングケアラー)	1	2	3	1	2	3	4	5
(3)高齢者の人権問題 (例:介護放棄、虐待、孤立)	1	2	3	1	2	3	4	5
(4)障害者の人権問題 (例:就労での不当な扱い)	1	2	3	1	2	3	4	5
(5)部落差別(同和問題) (例:身元調査、結婚などでの周囲の反対)	1	2	3	1	2	3	4	5
(6)外国人の人権問題 (例:入居拒否、就労問題、ヘイトスピーチ)	1	2	3	1	2	3	4	5
(7)インターネット上の人権侵害 (例:誹謗中傷、差別の助長)	1	2	3	1	2	3	4	5
(8)性的マイノリティ(LGBTQなど)の 人権問題(例:同性パートナーとの入居拒否)	1	2	3	1	2	3	4	5
(9)HIV感染者、ハンセン病回復者などの 人権問題(例:日常生活での不当な扱い)	1	2	3	1	2	3	4	5
(10)刑を終えて出所した人の人権問題 (例:就職問題、住居の確保の困難)	1	2	3	1	2	3	4	5
(11)犯罪被害者の人権問題 (例:プライバシーの侵害)	1	2	3	1	2	3	4	5
(12)ホームレスの人権問題 (例:嫌がらせ、暴力)	1	2	3	1	2	3	4	5
(13)こころの病(うつ病、依存症など)の 人権問題(例:無理解による偏見)	1	2	3	1	2	3	4	5
(14)ハラスメントの人権問題 (例:セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハ ラスメント、モラルハラスメント、 カスタマーハラスメント)	1	2	3	1	2	3	4	5
(15)職業や雇用をめぐる人権問題 (例:差別待遇、職業や職種に対する偏見)	1	2	3	1	2	3	4	5
(16)企業活動における人権問題 (例:長時間労働、海外での児童労働)	1	2	3	1	2	3	4	5

問3 あなたは、以下の法律や条例、また、人権問題に関する行政の取組や相談窓口を知っていますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

		1 内容(趣旨)まで 知っている	2 聞いたことがあるが 内容まで知らない	3 知らない
法律・条例	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法※ ¹)	1	2	3
	(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の 推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法※ ²)	1	2	3
	(3) 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法※ ³)	1	2	3
	(4) アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の 推進に関する法律(アイヌ施策推進法、アイヌ新法※ ⁴)	1	2	3
	(5) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の 理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法※ ⁵)	1	2	3
	(6) 情報流通プラットフォーム対処法※ ⁶	1	2	3
	(7) こども基本法※ ⁷	1	2	3
	(8) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法※ ⁸)	1	2	3
	(9) 茨木市人権尊重のまちづくり条例※ ⁹	1	2	3
	(10) 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例※ ¹⁰	1	2	3
行政の取組	(1) 広報誌、啓発冊子、教育教材	1	2	3
	(2) ホームページによる情報発信	1	2	3
	(3) 作文、詩、読書感想文、ポスターなどの募集・表彰	1	2	3
	(4) 戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付した場合に、登録した 本人に交付したことを通知する制度(本人通知制度)	1	2	3
	(5) いのち・愛・ゆめセンター(人権に関する施設)	1	2	3
	(6) 人権擁護都市宣言※ ¹¹	1	2	3
	(7) 茨木市パートナーシップ宣誓制度※ ¹²	1	2	3
相談窓口	(1) 法務局による人権相談	1	2	3
	(2) 人権擁護委員による人権相談	1	2	3
	(3) いのち・愛・ゆめセンターでの人権相談	1	2	3
	(4) 茨木市人権センターでの人権相談	1	2	3
	(5) 外国人総合相談窓口	1	2	3

- ※1 障害者差別解消法:全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28(2016)年4月に施行されました。(令和6(2024)年4月一部改正)
- ※2 ハイトスピーチ解消法:^{ほんぼうがい}「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28(2016)年法律第68号)」、いわゆる「ハイトスピーチ解消法」が、平成28(2016)年6月に施行されました。ハイトスピーチ解消法は、^{ほんぼうがい}「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動は許されない」と宣言しています。
- ※3 部落差別解消推進法:部落差別の解消が重要な課題であるとして、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定に定め、平成28(2016)年12月に施行されました。
- ※4 アイヌ施策推進法、アイヌ新法:これまで十分に尊重されてこなかったアイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、その社会経済文化の振興を図ることを目的として、令和元(2019)年5月に施行されました。
- ※5 LGBT理解増進法:性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を深めることを目的として、令和5(2023)年6月に施行されました。
- ※6 情報流通プラットフォーム対処法:従来の「プロバイダ責任制限法」を改正したもので、インターネット上の^{ひぼうちゆうしょう}誹謗中傷や権利侵害情報への対応を強化することを目的として、令和7(2025)年4月に施行されました。
- ※7 こども基本法:日本国憲法および「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5(2023)年4月に施行されました。
- ※8 女性支援新法:現代社会において多様な困難を抱える女性を、その人権を尊重し、主体性を重んじながら、包括的かつ切れ目のない支援を通じて、自立と幸福な生活を支援することを目的として、令和6(2024)年4月に施行されました。
- ※9 茨木市人権尊重のまちづくり条例:人権尊重のまちづくりに関する施策について、市の責務を明らかにするとともに、人権施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重された、明るいまちづくりに寄与することを目的として、平成10(1998)年12月に施行されました。
- ※10 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例:誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について、基本理念を定め、市、市民及び市民活動団体並びに事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、「共に生きるまち茨木」の実現に寄与することを目的として、平成30(2018)年4月(一部令和元(2019)年8月)に施行されました。
- ※11 人権擁護都市宣言:市民と市が一体となって人権擁護に取り組んでいくため、“人権が守られた豊かで住みよい都市づくり”に向けて「人権擁護都市宣言」を平成7(1995)年3月に制定しました。
- ※12 茨木市パートナーシップ宣誓制度:一方又は双方が性的マイノリティである二人がパートナーシップ関係にある宣誓を行った事実を市が証明することにより、誰もがありのままに生きられる社会を目指すことを目的として、令和4(2022)年7月から実施している制度です。

問4 あなたは、以下の人権問題について、これまでに学校、職場及び地域で学習したことはありますか。(それぞれ○はいくつでも)

	1 小・中学校の授業	2 高校・大学の授業	3 地域や民間団体	4 職場の研修	5 行政主催の講座	6 経験していない・ 覚えていない
(1) 女性・男女共同参画	1	2	3	4	5	6
(2) こども	1	2	3	4	5	6
(3) 高齢者	1	2	3	4	5	6
(4) 障害者	1	2	3	4	5	6
(5) 部落差別(同和問題)	1	2	3	4	5	6
(6) 外国人	1	2	3	4	5	6
(7) インターネット上の人権侵害	1	2	3	4	5	6
(8) 性的マイノリティ(LGBTQなど)	1	2	3	4	5	6
(9) HIV感染者・ハンセン病回復者	1	2	3	4	5	6

問5 あなたは、家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望に合っても、次のような条件の物件の場合、避けることがあると思いますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 避けると思う	2 どちらかといえば 避けると思う	3 どちらかといえば 避けないと思う	4 全く気にしない	5 わからない
(1) 同和地区※ ¹ の地域内である	1	2	3	4	5
(2) 小学校区が同和地区と同じ区域になる	1	2	3	4	5
(3) 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(4) 近くに外国籍の住民が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(5) 近くに障害者の施設や作業所がある	1	2	3	4	5
(6) 近くに精神科や心療内科の病院がある	1	2	3	4	5
(7) 近くに韓国・朝鮮学校がある	1	2	3	4	5
(8) 近くに特別養護老人ホームなど介護関係の施設がある	1	2	3	4	5
(9) 近くにひきこもりや不登校の若者を支援する施設がある	1	2	3	4	5
(10) 近くに少年院がある	1	2	3	4	5
(11) 近くに入国者収容所※ ² がある	1	2	3	4	5

※1 同和地区:我が国では、同和問題の解決に向け、平成 14(2002)年3月に「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組が積極的に進められてきました。その際、取組を進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されており、この調査の中で「同和地区」という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域を示しています。

※2 入国者収容所:主に、出入国管理及び難民認定法(入管法)または関連する法律に違反し、退去強制の手續の対象となった入国者を収容する施設。

問6 問5のような場合に住宅の購入や入居を避けることがあるのはなぜだと思いますか。
(○はいくつでも)

- 1 次の転居の際、転売が難しかったり、安く処分せざるを得なかったりと思うから
- 2 生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから
- 3 治安の問題などで不安があると思うから
- 4 学力の問題などで、こどもの教育上問題があると思うから
- 5 自分もその地域の住人と同じだと思われるといやだから
- 6 特に理由はないが、なんとなく
- 7 わからない
- 8 その他 (具体的に: _____)

問7 あなた、もしくは、あなたのお子さんが結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)はどんなことですか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1 人柄・性格 | 2 容姿 |
| 3 趣味や価値観 | 4 仕事に対する相手の理解と協力 |
| 5 家事や育児の能力や姿勢 | 6 経済力 |
| 7 学歴 | 8 職業 |
| 9 家柄 | 10 離婚歴 |
| 11 国籍・民族 | 12 相手やその家族に障害者がいるかどうか |
| 13 相手やその家族の宗教 | 14 ひとり親または親がいない家庭かどうか |
| 15 同和地区出身者かどうか | 16 その他(_____) |
| 17 とくに気になる(気になった)ことはない | |

問8 学校や職場、日常生活の中で、誰かが差別的な発言をしたとき、あなたはどのように思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 差別的な発言があったことを指摘する(と思う)
- 2 差別はいけないことだと何とか伝えようとする(と思う)
- 3 自分も同調してしまう(と思う)
- 4 ほかの話題に転換しようと努力する(と思う)
- 5 何もせずに黙っている(と思う)
- 6 ほかの人に相談する(と思う)
- 7 わからない
- 8 その他(具体的に: _____)

問9 この5年位の間、あなたは、人権を侵害されたことがありますか。(○はいずれか1つ)

1 ある

2 ない →問10へ

問9-1～問9-3は、問9で「1 ある」と答えた方にお聞きします。

問9-1 どのような言動を受けましたか。(○はいくつでも)

- 1 結婚や就職の際に差別を受けた
- 2 あらぬ噂うわさをされたり、他人から悪口を言われたりした
- 3 仲間はずれや嫌がらせをされた
- 4 暴力や虐待を受けた
- 5 職場において能力が正当に評価されず不当な扱いを受けた
- 6 プライバシーを侵害された
- 7 セクシュアル・ハラスメントを受けた
- 8 痴漢行為ちかんやストーカー行為をされた
- 9 就職の面接で、家族構成や家族の仕事など労務と関係ないことを聞かれた
- 10 その他(具体的に: _____)
- 11 覚えていない

問9-2 どのように対応しましたか。(1の欄の○はいくつでも)

そのうち、相談して解決したものはありますか。(2の欄であてはまるものに○)

	1 対応方法	2 解決した
1 家族や友人に相談した		
2 職場の上司や同僚に相談した		
3 近所や地域の人に相談した		
4 市役所、いのち・愛・ゆめセンター、人権センターなど市の機関で相談した		
5 法務局や人権擁護委員に相談した		
6 弁護士に相談した		
7 学校の先生に相談した		
8 警察に相談した		
9 市民団体に相談した		
10 民生委員・児童委員に相談した		
11 相手に抗議した		
12 何もしないでそのままにした		
13 覚えていない		
14 その他(具体的に:)		

問9-3 あなたが相談しても、解決しなかったのはどのような問題でしたか。(自由記述)

問10 あなたが、日常生活の中で感じていることについてお答えください
 (それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 そう思う	2 どちらかといえば そう思う	3 どちらかといえば そう思わない	4 そう思わない
(1) 自分にはよいところがある	1	2	3	4
(2) 自分は周りの人に大事にされている	1	2	3	4
(3) 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる	1	2	3	4
(4) 自分は役に立っていると感じる	1	2	3	4
(5) 人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張する人が多い	1	2	3	4
(6) 社会が努力しない人の面倒を見るのはおかしい	1	2	3	4
(7) 自分のことはまず自分が責任を持ち、行政が面倒を見るのはそれからだ	1	2	3	4
(8) 競争の社会だから能力によって収入などに差が生じるのは仕方がない	1	2	3	4

2 さまざまな人権問題についてお聞きします

女性の人権について

問11 女性の人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思えますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 「男は仕事、女は家庭」など性別による固定的な役割分担意識があること	1	2	3
(2) 「令夫人」、「婦人」、「未亡人」、「家内」のように女性だけに用いられる言葉が使われること	1	2	3
(3) 職場において、採用や昇進・昇格・給与などで男女の格差があること	1	2	3
(4) 地域活動(自治会など)や政治の意思決定の場で、女性の参画が少ないこと	1	2	3
(5) 夫婦別姓での婚姻が認められていないこと	1	2	3
(6) ストーカー行為や痴漢行為	1	2	3
(7) セクシュアル・ハラスメント	1	2	3
(8) DV(配偶者やパートナーなど親しい間柄での暴力など)	1	2	3
(9) 災害時の避難生活で、女性のプライバシーや衛生問題などの配慮がないこと	1	2	3

問12 女性の人権を守るために、以下のことが必要だと思えますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 性別による固定的な役割分担意識を見直す	1	2	3
(2) 職場において、採用や昇進・昇格・給与などの男女の格差をなくす	1	2	3
(3) 職場において、数値目標を決めて女性を積極的に登用するなど、女性の活躍を積極的に推進する	1	2	3
(4) 地域活動(自治会など)や政治の場で、女性が積極的に参画できる環境を整備する	1	2	3
(5) 男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる	1	2	3
(6) DVやセクハラなど、女性の人権に関する相談体制を充実させる	1	2	3
(7) 性差別・性暴力を禁止する法律を拡充する	1	2	3
(8) 性暴力被害者への支援を充実させる	1	2	3

こどもの人権について

問13 こどもの人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思いませんか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) こども同士のいじめ(携帯電話やインターネットを使用したいじめを含む)	1	2	3
(2) インターネット(SNSなど)上にこどもにとって有害な情報があること	1	2	3
(3) こどもへの暴力や虐待	1	2	3
(4) こどもの進路の選択などで、保護者が決めてしまうこと	1	2	3
(5) 学校での教員による体罰や差別的な扱い	1	2	3
(6) 売春・児童買春・援助交際があること	1	2	3
(7) 生まれ育った環境によって、健やかな成長に必要な生活環境や学習の機会が確保できないこと	1	2	3
(8) 困ったことや心配なことがあったときに、相談する場所がないこと	1	2	3

問14 こどもの人権を守るために、以下のことが必要だと思いませんか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) こどもの人権に関する相談体制を充実させる	1	2	3
(2) こどもの個性・自主性を尊重するような社会をつくる	1	2	3
(3) 保護者の家庭での教育力を向上させる	1	2	3
(4) 教員など指導者の資質を高める	1	2	3
(5) 家庭・学校・地域が連携して健全育成に向けた活動に取り組む	1	2	3
(6) インターネットや携帯電話のこどもの利用を制限する	1	2	3
(7) こども食堂や学習支援を充実させる	1	2	3
(8) ヤングケアラー※を早期に発見して支援を充実させる	1	2	3

※ヤングケアラー:本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。

高齢者の人権について

問15 高齢者の人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思えますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 経済的に自立が困難なこと	1	2	3
(2) 能力を発揮し、生きがいややりがいを感じて働ける機会が少ないこと	1	2	3
(3) 高齢者であることを理由に賃貸住宅などの申込みや入居において不利な扱いを受けること	1	2	3
(4) 悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと(振り込め詐欺を含む)	1	2	3
(5) 高齢者に対する虐待が増えていること	1	2	3
(6) 高齢者の意見や行動を尊重しないこと	1	2	3
(7) 孤立する高齢者が増えていること	1	2	3

問16 高齢者の人権を守るために、以下のことが必要だと思えますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実し、高齢者が自立して生活できる環境を整備する	1	2	3
(2) 高齢者が働ける機会を確保する	1	2	3
(3) 高齢者をねらった犯罪の防止に努め、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる	1	2	3
(4) 高齢者の人権に関する相談体制を充実させる	1	2	3
(5) 高齢者同士や他の世代との交流を促進する	1	2	3
(6) 高齢者が知識や経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動の機会を増やす	1	2	3
(7) バスなどの公共交通機関を増やし、自由な移動手段を確保する	1	2	3

障害者の人権について

問17 障害者の人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思えますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすい環境の整備が十分でないこと	1	2	3
(2) 交際や結婚を反対されること	1	2	3
(3) 仕事に就く機会が少なく、また、障害のある人が働くための職場の環境整備が十分でないこと	1	2	3
(4) 障害のない子どもたちと一緒に学ぶ環境整備など、学校の受け入れ体制が十分でないこと	1	2	3
(5) 差別的な発言や行動を受けること	1	2	3
(6) 障害者であることを理由に、賃貸住宅などの申込みや入居において不利な扱いを受けること	1	2	3
(7) 障害があることを理由に宿泊施設や公共交通機関の利用、店舗等への入店を拒否されること	1	2	3
(8) スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと	1	2	3
(9) 障害者に対する災害時の情報提供が十分でないこと	1	2	3

問18 障害者の人権を守るために、以下のことが必要だと思えますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 障害者が安心して外出できるよう、建物の設備や公共交通機関を改善する	1	2	3
(2) 障害者の就労機会を確保する	1	2	3
(3) 障害者が必要とする福祉サービスを拡充する	1	2	3
(4) 学校で共に学ぶ教育を充実させる	1	2	3
(5) 障害がある人とない人との交流を促進する	1	2	3
(6) 障害者の人権に関する相談体制を充実させる	1	2	3
(7) 障害者に対する災害時の情報提供を充実させる	1	2	3
(8) 障害者が参加や利用ができない課題をなくすための話し合いを促進する (合理的配慮)	1	2	3

部落差別(同和問題)について

問19 あなたが日本の社会において、同和問題や部落問題※などと呼ばれている差別の問題があることをはじめて知ったのは、どのようなことがきっかけですか。
(あてはまるもの1つに○)

1 父母や家族から聞いた	2 近所の人から聞いた
3 学校の友達から聞いた	4 学校の授業で教わった
5 職場の人から聞いた	6 講演会、研修会などで聞いた
7 府や市町村の広報誌などで読んだ	8 テレビ、映画、新聞、雑誌などで知った
9 インターネット(SNSなどを含む)で知った	10 近くに同和地区があった
11 自分の身近で部落差別があった	12 覚えていない
13 同和問題については、知らない	14 その他()

※部落差別(同和問題):日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題。

問20 部落差別(同和問題)について、あなたは、以下のことについて、問題だと思えますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 就職・職場で不利な扱いを受けること	1	2	3
(2) インターネット(SNSなど)を利用して差別的な情報を掲載すること	1	2	3
(3) 交際や結婚で周囲の人が反対すること	1	2	3
(4) 家を購入する時など、“同和地区”あるいは“同じ小学校区”を避けること	1	2	3
(5) 差別的な落書や言動があること	1	2	3
(6) 身元調査をすること	1	2	3
(7) 同和問題を口実に企業や官公庁などに不当な要求をするえせ同和行為が行われること	1	2	3
(8) 同和地区(住民)に対する差別は過去の問題だ、とすること	1	2	3

問21 部落差別(同和問題)を解決するために、次の(1)～(4)のことが必要だと思いますか。また、部落差別(同和問題)にかかわる(5)～(7)の意見について、正しいと思いますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 行政や民間の人権団体が同和地区住民の自立を支援する取組をすすめる	1	2	3
(2) 差別意識をなくし、広く人権を大切にするための教育・啓発活動をすすめる	1	2	3
(3) 同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働して「まちづくり」をすすめる	1	2	3
(4) 相談体制をはじめ、救済制度を充実させる	1	2	3
(5) 同和問題や差別があることを口に出さなくて、そっとしておけば自然に差別はなくなる	1	2	3
(6) 同和地区の人がかたまって住まないで、分散して住むようにすれば、差別はなくなる	1	2	3
(7) 同和地区の人は、行政から優遇されている	1	2	3

外国人の人権について

問22 外国人の人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思いますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 差別的な言動があること(ヘイトスピーチ※、インターネットを悪用した差別的な書込みを含む)	1	2	3
(2) 就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること	1	2	3
(3) 外国人であることを理由に賃貸住宅などの申込みや入居において不利な扱いを受けること	1	2	3
(4) 暮らしや文化、宗教や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと	1	2	3
(5) 外国人のこどもが十分な教育を受けられないこと(自国の言語での教育を含む)	1	2	3
(6) 結婚相手やパートナーとの交際で周囲から反対を受けること	1	2	3
(7) 病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと	1	2	3
(8) 政治に意見が十分反映されないこと	1	2	3
(9) 日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと	1	2	3

※ヘイトスピーチ:特定の人種や民族の人々を^{はいせき}排斥する不当な差別的言動。

問23 外国人の人権を守るために、以下のことが必要だと思いますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 適正な就労の場や賃金・労働条件の平等を確保する	1	2	3
(2) 住宅の確保に際し、不利な取扱いをしない	1	2	3
(3) 外国人のこどもに対し、自国の言語で教育を受けることができる環境を整備する	1	2	3
(4) 外国人の生活上の悩みに対応した相談体制を充実する	1	2	3
(5) 外国人のための日本語学習の機会を拡充させる	1	2	3
(6) 日常生活に必要な情報を外国語により提供する	1	2	3
(7) 外国人との交流を積極的に図り、多文化共生の実現に向けた取組をすすめる	1	2	3

インターネットにおける人権について

問24 インターネットにおける人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思いますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) SNSなどで他人を誹謗中傷 ^{ひぼうちゆうしょう} する表現や、差別を助長する表現が掲載されること	1	2	3
(2) インターネット上のフェイク(偽)ニュースによって、被害にあうこと	1	2	3
(3) 闇バイト、オンラインカジノなど青少年が犯罪に巻き込まれる可能性が存在すること	1	2	3
(4) パソコンやスマホを使いこなせる人と使いこなせない人の間に情報格差ができること	1	2	3
(5) ウイルスなどにより個人情報が流出してしまうこと	1	2	3
(6) 実名や顔写真など、プライバシーに関する情報が掲載されること	1	2	3
(7) 個人のアクセス情報が、本人の明確な同意なく事業者利用されている場合が多いこと	1	2	3
(8) リベンジポルノ※が行われていること	1	2	3
(9) 利用者の書き込みが誹謗中傷 ^{ひぼうちゆうしょう} にあたるとして、プロバイダ事業者が利用者の表現の自由を制限してその書き込みを削除すること	1	2	3
(10) 生成AIによりインターネット上にある著作権が侵害される危険があること	1	2	3

※リベンジポルノ:元交際相手などの性的な画像や動画を、相手の同意を得ることなく、インターネットの掲示板などに公表する行為。

問25 インターネット上の人権侵害を解決するために、以下のことが必要だと思いますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 行政による正しい情報発信を推進する	1	2	3
(2) インターネット利用者に、メディアリテラシー※に関する教育と誹謗中傷 <small>ひぼうちゆうしょう</small> などの人権侵害をなくす啓発活動を推進する	1	2	3
(3) プロバイダなどに対し人権侵害情報の削除や発信者情報の開示を求める	1	2	3
(4) 人権相談所、インターネット人権相談受付窓口などの救済機関の役割や利用方法の周知をすすめる	1	2	3
(5) パソコンやスマホの情報漏洩防止 <small>ろうえい</small> のための講座を開催する	1	2	3
(6) インターネット上の誹謗中傷 <small>ひぼうちゆうしょう</small> や差別などの人権侵害をなくすための法規制をすすめる	1	2	3

※メディアリテラシー:インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見きわめる能力のこと。さらに、それを人に教え、自分から発信する力を「メディアコンピテンシー」といい、メディアリテラシーとあわせて重要な能力です。

性的マイノリティの人権について

問26 性的マイノリティの人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思いますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 世間から好奇又は偏見の目で見られること	1	2	3
(2) 就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること	1	2	3
(3) 地域社会・職場・家庭・学校などで孤立や排除、いじめがあること	1	2	3
(4) 性的マイノリティに関する法律や制度が不十分であること	1	2	3
(5) 同性のパートナーとの婚姻関係が認められていないこと	1	2	3
(6) 性別確認の仕方や診察室への呼び方など、医療機関などでの配慮が十分でないこと	1	2	3
(7) 周囲の偏見や差別を恐れて、カミングアウト※できないこと	1	2	3

※カミングアウト: 自分の性のあり方を自ら他の人に伝えること。

問27 性的マイノリティの人権を守るために、以下のことが必要だと思いますか。
 (それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 法律や制度を充足させる	1	2	3
(2) 性的マイノリティのための人権相談所や電話相談を充実させる	1	2	3
(3) 学校、職場、地域で、性的マイノリティに関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する	1	2	3
(4) 性的マイノリティに関する条例やパートナーシップ制度などを周知する	1	2	3
(5) 性的マイノリティの人権擁護に関する活動を支援する	1	2	3
(6) 学校に不安なく行ける、職場で働きやすい、地域で暮らしやすい環境を整備する	1	2	3

※性的マイノリティを表す言葉の一つとして、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた「LGBTQ」が使われることもあります。L:レズビアン(女性を好きになる女性)、G:ゲイ(男性を好きになる男性)、B:バイセクシュアル(男女どちらも好きになる人)、T:トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別と異なる性別を生きる人/生きたい人)、Q:クィア、クエスチョニングなど(自分の性別や、好きになる相手の性別を決めていない人など「LGBT」だけでは表せない性的マイノリティ)を含めて「LGBTQ」と表現します。

その他の人権問題について

問28 その他の人権問題について、あなたは、以下のことについて、問題だと思えますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) ホテルや旅館がハンセン病※回復者の宿泊を断ること	1	2	3
(2) 刑を終えて出所した人が、世間から偏見や根強い不信感を持たれること	1	2	3
(3) 犯罪被害者やその家族が、インターネットで誹謗中傷 ^{ひぼうちゅうしょう} などの二次被害に遭うこと	1	2	3
(4) ニートやひきこもりの状態になるのは、本人の責任だとすること	1	2	3
(5) 公園でホームレスが近づいてきたので、足早に立ち去ること	1	2	3
(6) 新型コロナウイルス感染症などの感染症感染拡大の防止のために、個人の自由を制限すること	1	2	3
(7) 企業が利益を追求するあまり、人々の権利や暮らしを犠牲にしてしまうこと (長時間労働や海外での児童労働、環境破壊など)	1	2	3
(8) アイヌ民族などに対する民族差別は過去の問題だ、とすること	1	2	3

※ハンセン病:「らい菌」によって引き起こされる感染症。現在は後遺症を残さず治る病気。

問29 あなたは、貧困や差別の是正や、平等を実現するための特別な措置^{そち}がやりすぎである、または、不公平だ、というような話を聞いたことがありますか。

1 ある

2 ない

問29で「1 ある」と答えた方にお聞きします。

問29-1 それは誰からですか。(〇はいくつでも)

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 家族 | 2 親戚 |
| 3 近所の人 | 4 友人 |
| 5 職場の人 | 6 学校の先生 |
| 7 府や市町村の職員 | 8 知らない人 |
| 9 書籍 | 10 インターネット(SNSなどを含む)での書き込み |
| 11 その他() | |

問29-2 その話を聞いたとき、どう感じましたか。(あてはまるもの1つに〇)

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 その通りと思った | 2 そういう見方もあるのかと思った |
| 3 反発・疑問を感じた | 4 とくに何も思わなかった |

